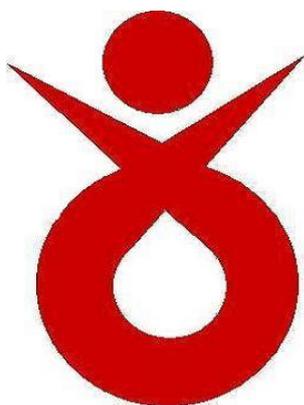


令和8年度版

北九州市立
夜宮青少年センター

利用案内



夜宮青少年センター
シンボルマーク

夜宮の“よ”の字を図案化したものです。
大空へ両手を広げ、研修にはげむ青少年を
描いています。
上の円は、太陽と希望を、下の円は、友情
と協調性を表しています。また、左右上方
へ伸びる鋭角は、限りない向上と発展を力
強く象徴しています。

〒804-0042

北九州市戸畑区夜宮一丁目2番1号

TEL (093) 871-3465

FAX (093) 882-0589

Mail Address kod-yomiyaseishounen@city.kitakyushu.lg.jp

友愛と創造

夜宮青少年センターのシンボルテーマは、「友愛と創造」です。友達同士の暖かいふれあい、豊かな可能性と自己創造の出発点となるように・・・という願いを、このテーマに託しています。

こんなところで

- ◎ 余暇活用による文化活動、体育レクリエーション活動、グループ作りの場
- ◎ 家族のふれあいを深める場
- ◎ 青少年団体間の交流提携、情報交換の場

こんなことに使えます

青少年グループ、サークルが自分たちのプログラムによって、自主的な活動をする“非宿泊型”の青少年施設です。サークル等の集会、研修、レクリエーション、スポーツ活動等にご利用下さい。

夜宮青少年センターの利用について

☆利用できる人

・青少年団体活動や健全育成活動、ならびに生涯学習に関連する活動を行う団体及び個人。

○利用できる時間

区 分	勤労青少年団体	その他の団体
スポーツホール	9時00分～21時00分	9時00分～19時00分
その他の部屋	9時00分～21時30分	9時00分～21時30分

※ 日曜日については、全室、全団体とも9時00分から17時00分までです。

※ スポーツホールは19時以降、勤労青少年団体の利用のみとします。(水曜日は除く)

※ 中学生以下のみの利用は原則9時00分から19時00分までとしますが、指導者・保護者同伴の場合は、上記の通り利用可能です。高校生のみ利用は、21時までとします。

○休所日

月曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始(12/29～1/3)

(なお、休日と日曜日が重なれば開所日、休日と月曜日が重なれば、その日に最も近い国民の祝日ではない日も休所日です。)

☆利用の申し込み

- ① 当センターは青少年のための施設です。青少年の団体の活動を優先させていただく場合があります。
- ② 団体登録をした勤労青少年団体(構成員の過半数が18歳以上35歳以下の勤労者である団体)、社会教育認定団体は3ヶ月前の1日から、その他の登録団体は前月の1日から受付けます。未登録の団体及び個人は、前月の20日から受付けます。

いずれも使用申請書に必要事項を記入の上、提出してください。記入漏れのないようお願いします。

- ③ 利用予約は、スポーツホールは原則 4 時間以内、音楽室は 3 時間以内でお願いします。
また、スポーツホール・音楽室ともに 1 日 1 回の利用とします。
- ④ ひと月に 4 回まで予約できます。5 回以上利用する場合は、追加申請書（黄色の用紙）
で 1 回の利用が終了のたびに 1 回ずつ追加申請してください。
- ⑤ 事務室にある利用予定表を見て、空いていることを確認後、使用申請書に記入し職員
に手渡してください。なお、利用予定表への記入は、職員が行います。
- ⑥ 原則として電話での予約は、受付けていません。必ず来所のうえ使用申請書を提出し
てください。なお、キャンセルは電話で受け付けますので、できるだけ早めに連絡してく
ださい。電話では部屋の空状況の確認だけとし、先に他の団体から使用申請書の提出
があればそちらを優先します。ただし、当日を含め 3 日以内の予約は電話で受け付け
ます。
- ⑦ センターホームページに、使用申請書及び追加申請書の様式を掲載しましたので
ご活用ください。
- ⑧ 電子申請での利用の申し込みにあたっては、重複申込みの事故を防止するため、
電話で空き状況を確認し仮予約の上、電子申請にて申請書を提出してください。3 日
以内に申請書の提出がない場合は、仮予約は取り消します。

☆団体登録

- ① 継続的に当センターを利用する団体に団体登録をお願いしています。団体登録を行う
際は、原則 5 人以上でお願いします。但し、音楽団体は 1 名でも可とします。
- ② 登録有効期間は 1 年間（4 月 1 日～3 月 31 日）です。毎年、必ず更新登録をしてく
ださい。
- ③ 年度の途中で、代表者や住所等に変更があった場合は、必ず事務室へ届け出てください。
- ④ センターホームページに、団体登録票などの様式を掲載しました。電子メールでも受け
付けますので、ご活用ください。

☆「使用申請書」及び「団体登録票」の取扱い

平成 22 年 7 月 1 日に「北九州市暴力団排除条例」が施行されたことに伴い「北九州市
立青少年の家管理要綱」が改正されました。このため「使用申請書」及び「団体登録票」
に、代表者の「フリガナ」「性別」「生年月日」を記入していただくことになっています。（団
体登録された場合は使用申請書のフリガナ等は省略できます。）なお、ご記入いただいた個
人情報については、必要に応じ関係する官公庁へ照会する場合のみ使用します。

☆スポーツホールの利用

- ① 毎週水曜日は、個人利用日となっています。（予約は一切できません。市主催事業等で
利用できないこともあります。）種目はバドミントンと卓球に限らせていただきます。
使用する場合は、ロビーの利用受付兼報告書に必要事項を記入し、帰りに利用時間、利
用人員等を記入し提出してください。申請書や報告書などは、記入漏れのないよう必要
事項を必ず記入して下さい。
- ② その他の曜日は、卓球、バドミントン、インディアカ、ソフトバレー、バウンドテニ
ス等で利用しています。
- ③ 毎週火・木・金曜日の 16 時～19 時は中高生クラブの専用利用時間です。ただし、

中高生の利用がない場合は利用できます。

- ④ ラケット、ボール、シャトル、屋内シューズ等の個人で使用する用具類は、各自で用意してください。なお、コートは話し合って利用してください。
- ⑤ 使用後は使用したネット・支柱等を片付け、モップをかけてください。
- ⑥ スポーツホール内での飲食は厳禁です。（熱中症予防のための飲み物は可、ただし中身がこぼれないような蓋の閉まるもの）
- ⑦ 着替えはスポーツホールの更衣室で行って下さい。ロビーや談話室、トイレなどでは、着替えをしないで下さい。
- ⑧ スポーツホールの床に設置しているバドミントン支柱用の金具カバーの取り扱いに注意して下さい。スライド式でストップがかかるようになっておりますので、カバーを取り外さないで下さい。外れてしまった場合は、カバーの向きを確認して蓋をして下さい。（逆向きに入れると取れなくなります）
- ⑨ 最後の方は、スポーツホールの下窓と北側（夜宮公園側）ドアの施錠をお願いします。
- ⑩ 使用されたお風呂マットは、使った団体が倉庫の元にあった場所に戻してください。個人利用日のお風呂マットは、使った利用者（団体）が片付けて下さい。
- ⑪ カーテンは、閉めた状態のまま帰って下さい。
- ⑫ 小さなお子様をお連れの利用者は、子どもから目を離さないでください。

☆本館の利用

- ① 事務室で部屋の鍵、ロビーで利用報告書を受け取り、利用後に報告書に人数を記入し事務室にカギと報告書を提出して下さい。
- ② 冷暖房のスイッチの入・切は、事務室で行いますので、冷暖房を利用する際は、利用される時間帯を申し出て下さい。温度調整は各部屋でできますが、省エネにご協力下さい。利用後に事務室で利用料金をお支払いください。
- ③ 飲食は原則談話室以外禁止です。なお、音楽室以外の部屋は、活動内容によっては認めることもありますので、事務室に問い合わせてください。
- ④ 使用後は、使ったものを元の場所に戻し、ごみはゴミ箱へ捨ててください。窓を閉め、換気扇のスイッチを切り、消灯を確認し、部屋の鍵をかけてください。必ず、忘れ物のチェックをお願いします。最後に、利用報告書に必要事項を記入し、鍵と一緒に職員に渡してください。
- ⑤ 敷地内は禁煙です。喫煙の際は必ず下足に履き替えて、敷地外で喫煙してください。
- ⑥ 調理室と談話室と中庭は共用で、原則として占有はできません。調理室の利用は、必ず事務室に申し出て下さい。調理室を使用する場合は、必ず部屋の使用申請をしてください。ガス器具を使う際は、その側から離れないで火元と換気に十分注意してください。使用後は必ず元栓を閉めてください。包丁は、事務室で貸出しますので、必要数を申し出て下さい。なお、取扱いには十分注意してください。

☆施設・冷暖房使用料

施設使用料については、社会教育関係団体、学校教育関係団体、青少年関係認定団体、障害者等に対する減免措置があります。（詳しくは別紙最終面添付資料をご参照ください。）

○施設使用料<1時間またはその端数ごとに>

施設名	9時00分～12時00分		12時00分～17時00分		17時00分～22時00分	
スポーツ ホール	平日 750円	土・日曜日 1,000円	平日 1,050円	土・日曜日 1,350円	平日 1,050円	土曜日 1,350円
その他の部屋	90円		100円		160円	

※ スポーツホールは全面使用の場合です。談話室、ロビー及び調理室は無料です。

但し、談話室・ロビーでの長時間の会議・活動等は、ご遠慮ください。長時間会議等で利用される場合は、研修室などをご利用ください。

○冷暖房使用料（30分単位）

和室・美術工芸室・音楽室・研修室	茶室
140円	70円

☆物品の破損等

利用者が施設の物品や建物を破損した場合は、速やかに事務室に届け出て下さい。その場合、センターの認定に基づき個人、又は団体に弁償して頂くことがあります。用具や施設は、大切に使用していただくようお願いします。

☆用具の保管

定例的な団体活動のため、毎回用具を持ち運ぶことが困難な場合は、用具の保管を受け付けていますのでご相談ください。その際は「用具保管場所使用申請書」の提出をお願いします。用具には全て団体名を記入して下さい。団体名の記入のないものや、無断で保管している用具は、処分する場合があります。用具の保管は各団体で行っていただきます。（紛失、破損等の場合もセンターは責任を負いません。）

☆駐車場の利用

駐車の際は、できるだけ普通車は白線内、軽自動車は黄色の線内にきちんと止め、他の利用者の迷惑にならないようマナーを守って下さい。またサイドミラーも折りたんで下さい。やむを得ず白線外に停めた場合は、事務室入口に設置している駐車状況届に記入して事務室に届け出て下さい。利用後は次の利用者のため、速やかに退所するようお願いします。また、駐車場が狭いため、可能であれば乗り合わせて来所していただけますよう、ご協力よろしく願いいたします。なお、場内での事故等については、センターは責任を負いません。

☆忘れ物

忘れ物をよく見かけます。利用後は忘れ物がないかもう一度確認して帰って下さい。忘れ物は、事務室前の忘れ物コーナーで展示していますので、心当たりのある方は事務室にお申し出下さい。3か月経っても持ち主が現れない場合は、こちらで処分させていただきます。

☆施設のあらまし

開所年月日	昭和48年3月11日		
建物延べ面積	1,697.3㎡		
建物構造	鉄筋コンクリート2階建 冷暖房設備（除スポーツホール）		
室名	広さ（定員）	用途	主な器材、器具
音楽室	84㎡（30人）	音楽演奏	ピアノ、アンプ
茶室	15畳（20人）	研修、集会	座机
美術工芸室	85㎡（30人）	各種工作	工作台、工作道具
研修室	84㎡（40人）	研修、集会	机、椅子
和室	35畳（40人）	研修、集会	座机、座布団
調理室	28㎡	調理、料理教室	調理道具一式
スポーツホール	640㎡	卓球、バドミントン、インディアカ、ソフトバレー、バウンドテニス等	バドミントンコート3面 卓球台13台、バドミントン支柱 ネット等
ロビー		休憩	長椅子
談話室	（40人）	休憩、食事	椅子、机、自動販売機

※AEDは事務室に設置してあります。

主催事業（予定）

☆ 子ども・家族向け事業

- ・デイキャンプ（5月24日（日））
- ・家族で木工細工教室（6月21日（日））
- ・家族で水彩画教室（7月18日（土）・19日（日））
- ・夏の家族で陶芸教室（7月26日（日）・8月9日（日））
- ・夏の家族で竹細工教室（8月23日（日））
- ・日帰りキャンプ（10月11日（日））
- ・家族でクラフト教室（11月22日（日））
- ・サンタが夜宮に降りてくる（12月13日（日））
- ・家族でまごじ凧作り教室（1月10日（日））
- ・春の家族で陶芸教室（2月21日（日）・3月7日（日））

☆ 大人向け事業

- ・初めての陶芸体験（8月30日（日）・9月13日（日））

☆ スポーツ事業

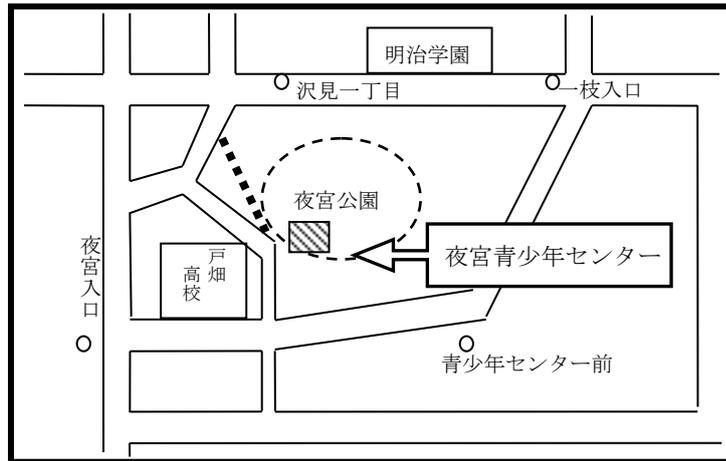
- ・第82回夜宮杯バドミントン大会（10月25日（日））
- ・第43回夜宮杯卓球大会（2月7日（日））

*主催事業は変更する場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

共 催 事 業（予定）

- ☆ 戸畑区子どもまつり（4月29日（火祝））（第一警備スポーツセンター戸畑にて）
- ☆ とばた菖蒲まつり（6月7日（日））夜宮公園、夜宮青少年センタースポーツホール

<夜宮青少年センター案内図>



<交通機関>

戸畑駅から

戸畑駅前バス停より、西鉄バス（小倉方面行）「沢見一丁目」下車徒歩10分

小倉駅地区から

小倉駅地区バス停より、西鉄バス（戸畑駅方面行）「沢見一丁目」下車徒歩10分

お問合せ先

北九州市子ども家庭局夜宮青少年センター

電話番号 871-3465

メールアドレス

kod-yomiyaseishounen@city.kitakyushu.lg.jp

ホームページ QR コード



別紙

使用料の減免措置に関する取扱いは、下記のとおりです。

北九州市立青少年の家管理要綱より抜粋

区 分	減 免 の 割 合
(1) 市の主催する事業に使用するとき。	施設使用料の 10 割
(2) 市と共催する事業のために使用するとき。	施設使用料の 10 割
(3) 市が後援する事業のために使用するとき。	施設使用料の 5 割
(4) 市内に事務所を有する青少年関係認定団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	施設使用料の 10 割
(5) 市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育関係団体又はこれらに準ずる団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	体育館・会議室等 各室使用料の 10 割
(6) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた市内に居住する者が使用するとき。(注)	施設使用料の 10 割
(7) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。	施設使用料の 10 割以 内

(注) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の程度が1級～4級までの者に限る。）が使用するときの付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱うものとする。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。